

令和 6 年度 社会福祉法人 雄岡山福祉会 桜の宮児童館

放課後児童クラブ（学童保育）入会のご案内

桜の宮児童館は、雄岡山福祉会が運営する民設民営の児童館です。令和 6 年度の桜の宮児童館放課後児童クラブ（学童保育）を以下の要領で開設いたします。入会ご希望の方は、この案内をよくお読みいただき、内容をご了解いただいたうえで、桜の宮児童館までお申し込みください。

1 放課後児童クラブ（学童保育）とは

保護者が働いているなど、放課後大人の家族が家にいない小学生のために開設しているものです。子育てと仕事の両立支援や、放課後における児童の健全育成を目的としています。

2 対象となる児童

桜の宮小学校校区を中心に在住する小学校 1 年生から 6 年生までの児童で、次の（1）～（3）の要件を満たしていることが必要です。

（1）保護者が働いている家庭、またはこれに準ずる家庭の児童

（週 3 日以上 午後 2 時半以降の就労がわかる在職証明が必要です）

（2）昼間、保護者または祖父母（同居）など、保護者に準ずる方がいない家庭の児童

（3）学校や家から児童館に一人で来て一人で帰ることができる児童、および排泄や食事が一人でできる児童

○前年度までに利用があり、その利用料で未納がある家庭の児童はご利用できません。

○夏休みなどの長期休暇のみの利用はできません。

入所事由	保護者の状況	入所可能期間	提出書類
就 労 * 自営を含みます	通勤時間を含め、放課後児童が帰宅する時間帯以降就労している	就労している期間 * 勤務内定の場合、入会后 1 か月以内に在職証明書の提出がない場合は、原則退所となります。	在職証明書
親族の看護や介護	親族の看護や介護をしており、その期間が 1 か月以上の継続している	看護や介護を必要としなくなるまで	申立て書
疾病や障がい	病気や障害等により療養中であり、1 か月以上の継続した入院や療養を必要とする	療養を必要としなくなるまで	申立て書
産 休	産休中かつ出産前後の休養が必要であり、小学生の子どもを家庭で保育することが難しい	出産予定月とその前後 2 か月の計 5 か月 * 多胎児の場合は、出産予定月とその 4 か月前から	申立て書
就 学	大学や大学院等に在学中であり、放課後児童が帰宅する時間帯に家庭におらず、児童を見守ることができない。	就学している期間	就学証明書

* 提出書類は同居の家族分が必要です。

3 開設期間

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

ただし、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

(1) 放課後児童クラブを利用中に警報等が発表された場合は、

- ・学童開館時間前に警報が発表 → 閉館します
- ・学童保育中に警報が発表 → 引き続き学童保育を実施しますが、安全上早めのお迎えをお願い致します。
- ・警報が発表されてからの利用、および自由来館での利用はできません。

(2) 特別警報発表時や公共交通機関が運休している場合などは閉館となる場合もあります。

(3) インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症などのため学級閉鎖や学年閉鎖となっているとき、対象となっている学級・学年の児童は自宅待機となります。

4 実施時間

平日 放課後 ～ 17時(延長は19時まで)

土曜日 8時 ～ 17時(延長は19時まで)

学校休業日 8時 ～ 17時(延長は19時まで)

※ 学校で給食のない日や土曜日、学校休業日には、弁当を持たせてください。

5 基本利用料、諸費(おやつ代等)

放課後児童クラブの利用には次の料金が必要です。基本利用料・延長利用料・諸費(おやつ代等)については、毎月末日に当該月分を口座より引き落としいたします。残高不足の無いようにご確認ください。

また、放課後児童クラブでは毎日おやつを用意します。諸費(おやつ代等)の一部は、「誕生日会」等の経費に充てることもあります。

基本利用料	月額 4,500円
延長利用料(17:00～18:00)	月額 1,500円
延長利用料(18:00～19:00)	月額 1,500円
諸費(おやつ代等)	月額 1,500円

桜の宮児童館は民設民営の児童館です。神戸市の運営補助については他の公設児童館と違いがあるため、令和10年より利用料等の見直しをさせていただきます。

また、それ以前につきましても、神戸市との協議の上、変更する場合があります。ご了承ください。

※ 基本利用料・延長利用料について、日割り計算はしていません。1日でも登録があれば利用がない場合でも月額利用料を納めていただきます。

※やむをえずの場合のみ、

18:00までの延長申し込みの方で、18:00を超えた場合は、1回300円

19:00までの延長申し込みの方で、19:00を超えた場合は、1回500円を利用超過料としていただきます。翌月の利用料で請求いたします。

※ 退会や休会をされる場合は、必ず前月末までに退会届または休会届をご提出ください。

※ 口座から引き落としができなかった場合は、お渡しする請求書により手数料100円とともに、児童館事務所にお持ちいただきますよう、願います。

○ 学童ブレインシステムについて

児童の出欠管理や保護者様へのご連絡をより円滑に行うことを目的に、学童ブレインを導入しています。必ず、システム利用の登録をお願いいたします。

6 減免制度

桜の宮児童館は民設民営の児童館ですので、一旦利用料をお支払いいただいてから、神戸市より償還（返金）されるシステムとなります。



https://www.city.kobe.lg.jp/a64411/kosodate/chiiki/jidokan/gakudo/genmen_m.html

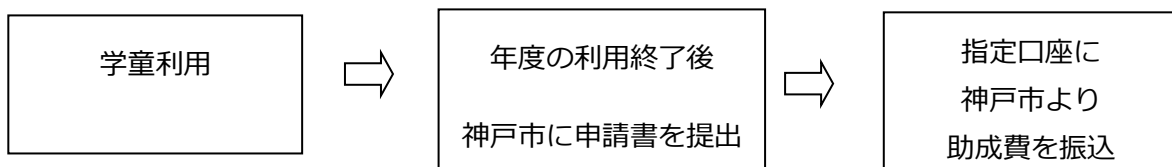
神戸市では、子育て世帯の経済的負担軽減のため、民設学童クラブ利用者向けの利用料助成費交付制度を設けています。基本利用料および延長利用料に減免制度があります。現在ホームページに掲載されているものは、令和4年度の利用についての案内です。令和5年度、令和6年度の申請時期については、神戸市にお問合せください。

<参考>

令和4年4月～令和5年3月

令和5年4月16日までに

令和5年5月末までに



助成区分	基本利用	1時間延長	1時間を超えて延長
(1) 生活保護受給世帯	上限 4,500 円	上限 6,000 円	上限 7,500 円
(2) 令和5年度の市民税非課税世帯のうち母子・父子家庭			
(3) 令和4年分の所得税非課税世帯	上限 2,250 円	上限 3,000 円	上限 3,750 円

※ 申請は毎年度必要です。

※ 諸費おやつ代については、減免制度はありません。

※ 年度途中からの減免適用については、申請月の翌月からの適用となります。

問い合わせ先 神戸市行政事務センター（学童保育減免担当） TEL (078) 381-5533

7.入会に必要な提出書類

提出書類	提出先
桜の宮児童館（放課後児童クラブ）入会申込書	雄岡山福祉会 桜の宮児童館
入所要件を確認できる書類 【就労】 在職証明書または事業経営届 【親族の看護・介護】 診断書または申立書 【疾病・障害】 診断書の写し・手帳等の写し・申立書 【産休】 母子手帳の写し・申立書 【就学】 就学証明書・授業カリキュラム・申立書	
口座振替依頼書	
減免申請書（必要書類含む）	〒650-0032 神戸市中央区伊藤町 111 神戸商工中金ビル 4 階 神戸市行政事務センター（学童保育担当）

8.申し込み期間

令和 5 年 11 月 6 日（月）～12 月 8 日（金）

9.同意事項

手続き関連

- (1) 申請は、毎年度必要です。現在利用中の方も改めて継続利用の申し込みをして下さい。
- (2) 令和 6 年度の申し込みが、おおむね 70 名を超えた場合は、安心・安全の運営に支障をきたすため、入会をお断りする場合がありますので、ご了承ください。

事故や病気などの緊急事態等

- (1) 放課後児童クラブでの事故や発病等緊急事態発生の際は、電話連絡します。その際には速やかに迎えに来てください。緊急連絡先は正確に、また変更のあった場合は必ずお届けください。
- (2) 放課後児童クラブの管理下でない行動中に生じた事故、また持病や児童の責めに帰すべき事故については責任を負いかねます。

制限などを伴う事項

- (1) 離職や転居などによって入会要件を失った場合は、必ず届けてください。1ヶ月以上無断欠席が続く場合、申し込み時の就労状況等に虚偽のある場合は、退会していただくことがあります。
- (2) 家庭の事情により長期にお休みされる場合は、前月末までに休会届を提出してください。
ただし、年度内で合計 2 ヶ月を超える休会はできません。

- (3) 年度途中でも正当な理由なく利用料等を滞納した場合は、退会していただくことがあります。
書面及び口頭の通達（督促）後、3か月利用料・諸費その他を滞納された場合、退会となります。
- (4) 利用料の滞納がある場合は、翌年度4月1日以降の継続利用・再入会および兄弟姉妹の入会を承諾できません。諸費（おやつ代等）についても同様です。
- (5) 集団生活を営むうえで著しく支障をきたした場合は、退会していただくことがあります。

10. お願い

- (1) 児童の出欠管理や保護者様へのご連絡を円滑に行うことを目的に、学童ブレイン・よいこネット（ICTシステム）の導入しています。システム利用の登録にご協力いただきますようお願いします。
- (2) お子さんが放課後児童クラブを休まれるときは、必ず事前に連絡してください。
- (3) 保護者の方がお休みの日など、自宅に居られるときは、親子のふれあいを大切にしてください。ため学童保育をお休みにし、自宅で過ごすよう努めてください。

- ※ 就労先を変更された場合は、再度新たに在職証明書をご提出ください。
- ※ 入会条件等により、追加で書類を提出いただく場合があります。